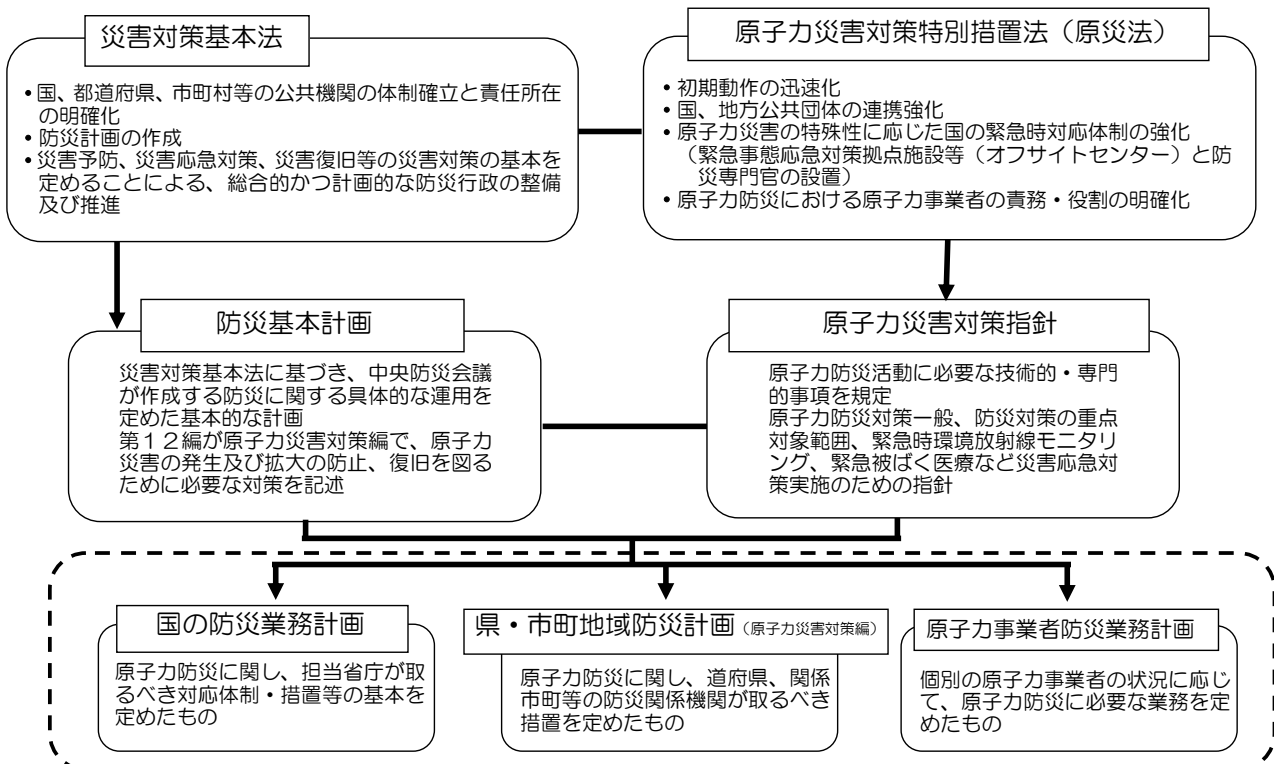


愛媛県地域防災計画の修正について（原子力災害対策編）

1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づき、知事が会長を務める愛媛県防災会議において作成が義務付けられており、愛媛県の地域に係る国の機関、市町及び公共機関等の防災対策上処理すべき事務又は業務の大綱について定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものである。

原子力防災に関する法体系



2 計画修正の背景

国の防災基本計画の修正や原子力災害対策指針の改正などを受け、本計画を修正するものである。

3 計画修正の概要

今回の地域防災計画の主要な修正事項は、以下のとおりである。

(1) 防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針の改正内容の反映

- ①内部被ばくによる健康影響評価のための甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
- ②原子力災害拠点病院等の定義の修正

(2) 海上モニタリング体制の具体化

- ①伊方町における住民の安全安心のための海上モニタリングの実施